

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画変更年度	平成23年度
計画変更年度	平成26年度
計画変更年度	平成29年度
計画変更年度	令和2年度
計画変更年度	令和5年度
計画変更年度	令和8年度
計画主体	蕪崎市

## 蕪崎市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名  
所 在 地  
電 話 番 号  
F A X 番 号  
メー ル ア ド レ ス

農政課農林振興担当  
蕪崎市水神一丁目3番1号  
0551-45-9104  
0551-23-1215  
nousei@city.nirasaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ムクドリ、スズメ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山梨県韮崎市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額 (千円)	被害面積 (a)
イノシシ	野菜類	2,250	40
	稲	660	75
	果樹	640	10
	豆類	—	—
	いも類	2,200	57
ニホンザル	野菜類	2,900	58
	稲	—	—
	果樹	3,100	55
	豆類	—	—
	いも類	250	7
ニホンジカ	野菜類	1,440	25
	稲	1,410	150
	果樹	—	—
	豆類	—	—
	いも類	150	5
ハシブトガラス ハシボソガラス	野菜類	—	—
	稲	200	10
	果樹	2,150	40
	豆類	—	—
	いも類	—	—
ムクドリ	野菜類	—	—
	稲	—	—
	果樹	800	10
	豆類	—	—
	いも類	—	—

スズメ	野菜類	—	—
	稲	600	20
	果樹	600	20
	豆類	—	—
	いも類	—	—
ツキノワグマ	里山への出没が問題となっている。		
ハクビシン	農作物被害に加え、家屋等への侵入被害が発生している。		
タヌキ	農地への出没、目撃情報		
アナグマ	農地への出没、目撃情報		

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

被害の傾向としては、本市西側の円野町、清哲町、神山町、旭町の里山地域で獣害が非常に多く、深刻な被害を受けている。特にニホンザル、イノシシ、ニホンジカによる被害が顕著であり、耕作放棄地増加の一因となっている。

また、夏季においては市内の果樹産地である穂坂町、大草町、中田町、穴山町では鳥害が発生しており、果樹を落とされる等の被害も発生している。

被害については概ね横ばいであるものの、鳥獣による被害のなかった地域においても徐々に被害が確認されており、被害連絡や鳥獣被害に関する問い合わせ件数については依然として多い状況にある。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣種	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
イノシシ	被害金額	575万円	405万円
	被害面積	182a	143a
ニホンザル	被害金額	625万円	565万円
	被害面積	120a	110a
ニホンジカ	被害金額	300万円	265万円
	被害面積	180a	138a
ハシブトガラス ハシボソガラス	被害金額	235万円	200
	被害面積	50a	42a
ムクドリ	被害金額	80万円	70万円
	被害面積	10a	8a
スズメ	被害金額	120万円	77万円
	被害面積	40a	10a
ツキノワグマ		里山への出没が問題となっている。	里山へ出てこないよう防除を行う。
ハクビシン		果樹を中心に被害が多発している。	現状より被害が拡大しないよう防除を行う。
アライグマ		本市においても、民家の軒下等に生息が確認されているが、箱わな等で捕獲を実施しているため、まとまった農作物被害は確認されていない。	被害発生状況に注視し、確認された場合は、被害を食い止めるよう引き続き箱わなの設置等の対策を講じる。
タヌキ アナグマ		目撃情報	発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える。

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物等に被害が発生した場合、有害鳥獣捕獲を猟友会に委託し、加害鳥獣個体の捕獲を実施</li> <li>・山梨県特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣適正管理事業（以下「管理捕獲」という。）により、年間を通じニホンザル・ニホンジカ・イノシシの個体数調整を実施</li> <li>・猟友会員を中心に鳥獣被害対策実施隊を設置し、被害の実態に合わせた計画的な捕獲を実施 （捕獲個体は埋設により処理）</li> <li>・捕獲わな等を購入し、猟友会に貸与</li> <li>・狩猟免許取得者に対し、取得に要する費用を補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者の高齢化と担い手不足により今後の継続した捕獲に不安がある。</li> <li>・農業者の後継者不足や高齢化により、耕作放棄地が増加し、野生鳥獣の棲家となっている。</li> <li>・銃器の使用できる場所が限定されるため、集落近辺での捕獲が進まない。</li> <li>・わな猟免許の取得者が少なく、多数の捕獲わな等の設置や管理が困難な状況である。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物追払用電動エアガンの自治会等への貸出しや、動物駆逐用煙火消費保安手帳講習会を実施、動物駆逐用煙火の支給 （対象：主にニホンザル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山に降りてくるニホンザルについては人馴れが進み、人を恐れなくなってきており、電動エアガンや煙火での追払いの効果に限界がある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンザルの群数や行動圏を把握するため、GPS 発信機を活用した生息状況や行動圏に関する調査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果を基に被害を防ぐためには、住民の防除意識の醸成や正しい防除知識の普及が必要である。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵管理用の除草剤や補強資材等を支給</li> <li>・銃器を活用した猟友会による追払い活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵の機能維持のため、地域による定期的な除草作業や通電確認が必要である。</li> <li>・電気柵設置が困難な林道や河川等からの侵入を防ぐことが困難である。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動物による被害対策の強化を目的に、集落環境診断を実施</li> <li>・鳥獣被害対策を行う地域おこし協力隊の雇用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域による主体的な防除活動に繋げるためには、専門的な知識を要する指導者による継続的な支援が必要である。</li> <li>・隊員を専門業者が支援しているが、鳥獣害対策を行うにはまだまだ手厚い支援が必要である。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害獣侵入に対する緩衝帯の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物等の被害を軽減するため、森林環境譲与税を活用し集落単位で電気柵周辺へ緩衝帯を設置していく予定である。</li> </ul>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

##### (ア) 人里に野生鳥獣が出ないためのすみわけに関して

現在、電気柵の設置及び緩衝帯を設けることによりすみわけを図っているが、伸びてきた竹や樹木が電気柵に触れ、漏電しているところや、電気柵が経年劣化し、野生動物の通り道になっているところが多々見受けられる状況であるため、電気柵の問題箇所の確認と緩衝帯の維持管理を図る。

##### (イ) 集落環境診断の継続的实施

農作物への鳥獣被害が依然として深刻な状況にある中、今後の被害の発生・拡大防止に向けて、特に農作物被害の多い集落に外部専門家による「集落環境診断」を導入し、集落単位での総合的な鳥獣被害対策について、現地の被害状況の把握や被害原因の分析から、対策の立案、対策の効果検証までの一連の取り組みを継続的に実施する。

集落が自発的に鳥獣被害対策を実施出来るよう支援をしていく。

##### (ウ) 侵入防止に係る施設の整備

イノシシ等による電気柵下部の掘削を防ぐため、生コンクリート等により補強をし、掘削による侵入を防ぐ。

また、通電部の増設等を行い、侵入防止機能の強化をするとともに、ニホンザル等が里山へ寄り付かないよう追払い効果の増強を狙う。

電気柵の維持管理に関しては各町の電気柵管理会により行い、通電状況の確認については毎月実施をする。

鳥類に関しては防鳥ネット等の設置により、被害の防止を図るよう推進していく。

##### (エ) 加害鳥獣の捕獲

上記の対策を実施しているにもかかわらず被害を及ぼす野生動物については、捕獲することにより被害の抑制を図る。

また、葦崎市が所有している捕獲機材のほか、葦崎市鳥獣被害防止連絡協議会でも捕獲機材等を購入し、捕獲体制の充実を図る。

##### (オ) その他

I C Tを活用した鳥獣被害対策の実証実験等を実施し、各地域や状況に応じて

効果が得られる機材を導入し捕獲の効率化を図る。

鳥獣の被害は市内全域に広がっていることから、限りある財源や人員のことを考慮すると市独自の対策には限界があり、地域住民の方との連携や協働が重要であると認識している。今後の展望として、鳥獣対策に特化した地域おこし協力隊、隊員を支援する専門業者、猟友会や地域住民の方々とが連携した鳥獣対策を検討していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣捕獲は、峡北猟友会(市内5分会)と委託契約を締結し、鳥獣による生活環境、農林水産業の被害対応を目的とした有害鳥獣捕獲と特定鳥獣(イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル)の個体数調整を目的とした管理捕獲により対応する。

(峡北猟友会市内分会会員数89名。令和7年12月現在)

地域おこし協力隊の支援機関である事業所へ有害鳥獣駆除対策業務の委託、地域おこし協力隊によるわなの見回り補助を実施する。

有害鳥獣捕獲の場合は基本的に農業協同組合が、管理捕獲の場合は市が申請者となり、上記猟友会員が従事者として捕獲を行う。

また、捕獲体制を強化するため、猟友会員を中心に構成される鳥獣被害対策実施隊を編成し、組織的な活動により効果的な捕獲を行う。

今後も、現在の捕獲体制を維持し、地域の実情を勘案しながら捕獲の担い手の確保にも努める。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ~10年度	本計画における対象鳥獣	・捕獲用機材等の購入 ・新規狩猟者確保対策による担い手確保の推進

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ニホンザル、イノシシ、ニホンジカについては、管理捕獲による捕獲計画数との調整を図り、今後の状況に応じた実数を捕獲数とする。
また、イノシシについては、里山に生息するイノシシを捕獲し限りなく0に近づけ、ニホンザルについては、加害レベルが3以上の個体について選択的に捕獲する。
令和8年度以降に関しては、令和7年度の捕獲状況等によって変動することが考えられる。
管理捕獲の対象ではない鳥獣に関しては、過去の捕獲実績から算出する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

#### ○管理捕獲

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	200	220	220
イノシシ	50	55	60
ニホンジカ	467	470	470

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

#### ○有害鳥獣捕獲

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
カラス	80	80	80
ムクドリ	50	50	50
スズメ	50	50	50
アナグマ	5	5	5
ハクビシン	10	10	10
タヌキ	5	5	5
ツキノワグマ	5	5	5

捕獲等の取組内容
ニホンザル、イノシシ、ニホンジカに関しては、年間を通じ、有害鳥獣捕獲や管理捕獲を実施することとする。
また、ハクビシンに関しては、家屋への住み着きや耕作地周辺を生息地とする加害個体を中心に箱わなによる捕獲を実施する。
ツキノワグマに関しては、目撃情報等を基に、里山付近への出没可能性が高い個体について箱わなによる捕獲を実施する。
その他鳥獣に関しては、被害発生時の捕獲はもちろん、未然防止策として、銃を用いた威嚇による追払い等、農業協同組合の協力の下、有害鳥獣捕獲にて対応することとする。
なお、アライグマに関しては、「山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>個体数の増加や被害が著しく、管理捕獲において追い囲みでの捕獲・駆除が可能となる場合は、その活動にあたってはライフル銃等による捕獲を実施する。</p> <p>また、有害捕獲においてもイノシシ及びニホンジカをわな等で捕獲する際、安全面を考慮しライフル銃での止め刺しを行う場合がある。</p>

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
蕪崎市全域	アライグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

## 4. 防護柵の設置等に関する事項

### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和8年度～令和10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ	・既設電気柵の機能強化を図るとともに、加害獣の侵入実態に即した新設、移設整備を行い、加害獣の農耕地への侵入を防ぐ。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元集落による防護柵等の適正な維持管理の指導を行い、必要に応じて問題箇所の提案、更新を行っていく。</li> </ul>		
ニホンザル カラス ムクドリ スズメ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物被害を軽減するため、銃器等を活用した猟友会による追払い活動を実施する。</li> <li>・果樹の収穫時期に銃器等による追払いを行う。</li> </ul>		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況調査を行い情報の収集に取り組む。</li> <li>・果樹等の廃棄及び被害を受けた農作物を畑の中に放置しないよう指導する。</li> <li>・山際の防護柵設置箇所については、除伐等を行い加害獣に対する緩衝帯を設けるよう指導するとともに、事業導入についても検討していく。</li> </ul>
	アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況調査を行い情報の収集に取り組む。</li> <li>・果樹等の廃棄及び被害を受けた農作物を畑の中に放置しないよう指導する。</li> </ul>
	カラス ムクドリ スズメ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況調査を行い情報の収集に取り組む。</li> <li>・果樹等の廃棄及び被害を受けた農作物を畑の中に放置しないよう指導する。</li> </ul>

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

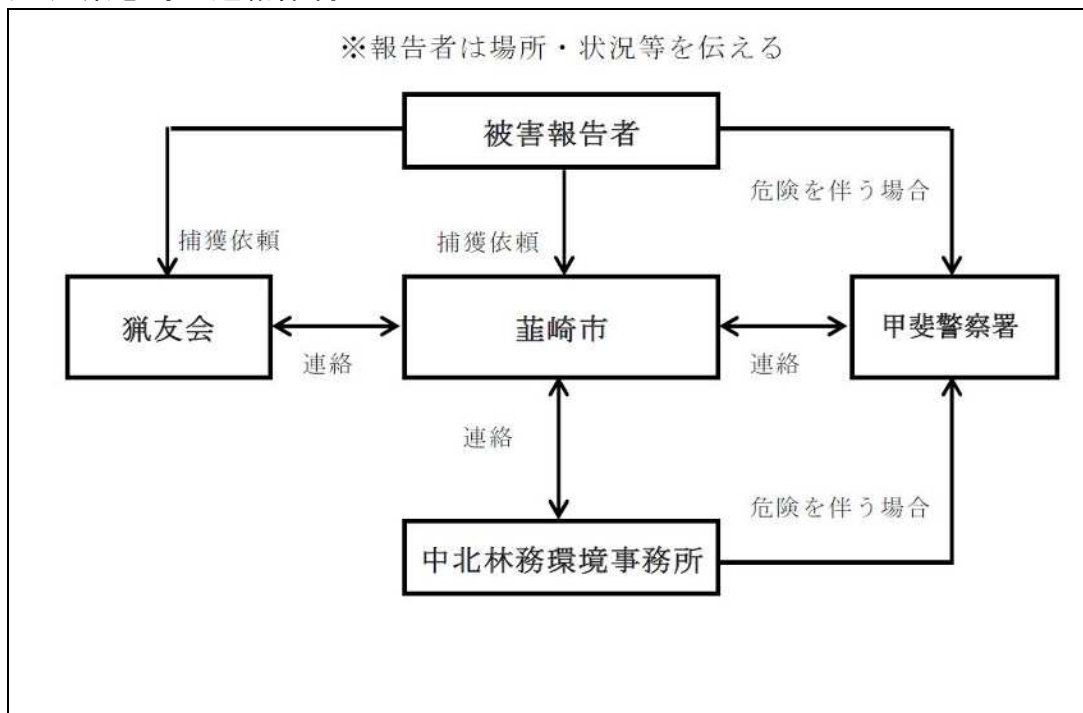
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
甲斐警察署	市への連絡及び地域の見回り、住民の生命・身体 の安全確保
峡北猟友会	地域の見回り、鳥獣の捕獲・追払い
中北林務環境事務所	市への連絡及び被害防止活動の支援
韮崎市	地域の見回り、放送による地域住民への呼び掛け、関係機関への連絡

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣の処理は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法第 88 号）第 18 条により、焼却または埋却により処分し捕獲場所に放置することのないよう指導をする。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	学術研究として個体を提供する等、調査・研究をしていく。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

取組み予定なし。
----------

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組み予定なし。
----------

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	葦崎市鳥獣害防止連絡協議会
構成機関の名称	役割
葦崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画全体の進捗状況把握</li> <li>・ 市内被害状況・鳥獣出没状況の取りまとめ</li> <li>・ 事務局として、協議会全体の取りまとめ</li> </ul>
梨北農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作物被害の取りまとめ、状況把握</li> <li>・ 有害鳥獣捕獲許可申請、従事者の取りまとめ</li> </ul>
峡北猟友会葦崎中央分会 // 穂坂分会 // 葦崎北分会 // 葦崎西分会 // 葦崎南分会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣捕獲等の従事者として捕獲を行う。</li> <li>・ 鳥獣の生息、目撃情報の提供</li> </ul>
峡北森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業被害の取りまとめ、状況把握</li> <li>・ 森林内の鳥獣目撃、生息情報の提供</li> </ul>

中北農務事務所 中北林務環境事務所	・協議会に参加し、技術的助言等を行う。 ・県全体の状況を勘案し、今後の実施方針等を提言する。
韮崎市農業委員会	・被害農家からの情報提供
有限会社 Paddy Field	・鳥獣対策専門業者として、事業推進に関する適切な指導、捕獲業務等を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県総合農業技術センター	・生態等に関する助言及び事業推進に関する助言を求める。
山梨県環境科学研究所	・ニホンザルによる被害の対策に関する助言等を求める。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 26 年 10 月に設置（猟友会会員により構成。令和 7 年 12 月現在 89 名） 対象鳥獣捕獲員による捕獲・駆除・追払いの実施。
---

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

その他の被害防止施策の実施にあたっては、関係機関等と協議・検討を行う。
-------------------------------------

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他被害防止対策の実施に関し必要な事項は協議会において随時検討し、被害防止に有効であると認められるものについては、積極的に活用を検討していく。
--

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。